

法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、継続雇用者比較給与等支給額の計算において法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額は給与等支給額とみなす措置を講ずることとする。(附則第45条の2関係)
- 2 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除制度について、損金の額に算入される金額の計算の基礎となる所得の金額の計算における欠損金額に、連結納税終了の場合等に法人の欠損金額とみなされた連結欠損金個別帰属額を加える措置を講ずることとする。(附則第47条の2関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年4月1日から施行することとする。(附則関係)